

議員提出議案第 1 号

長門市議会会議規則の一部を改正する規則

令和 3 年 7 月 1 日提出

提出者 長門市議会議員 林 哲 也

賛成者 長門市議会議員 吉 津 弘 之

賛成者 長門市議会議員 中 平 裕 二

賛成者 長門市議会議員 早 川 文 乃

長門市議会会議規則の一部を改正する規則

長門市議会会議規則（平成 17 年長門市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 1 章 会議</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>（欠席、遅刻又は早退の届出）</p> <p>第 2 条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>第 2 章 請願及び陳情</p> <p>（請願書の記載事項）</p> <p>第 87 条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び</p>	<p>本則</p> <p>第 1 章 会議</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>（欠席、遅刻又は早退の届出）</p> <p>第 2 条 議員は、<u>事故のため</u>欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>第 2 章 請願及び陳情</p> <p>（請願書の記載事項）</p> <p>第 87 条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請</p>

<p>請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</p>	<p>願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。</p>
<p><u>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>3 前 2 項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p>	<p><u>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員提出議案第1号

長門市議会会議規則の一部を改正する規則

理 由 書

この議案は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するにあたっての制約要因の解消に資するため、会議への欠席事由を明文化するとともに、出産については産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るほか、行政手続きにおける押印廃止の動向を踏まえ、請願に係る署名押印の見直しなど所用の改正を行うもの。